

東京都建設発生土再利用センター

利 用 要 領

[令和8年4月改定版]

主な要領のページ案内です。

| | |
|-------------------------------|-------|
| ○ 利用日等について | 1 |
| ○ 受入基準について | 2 |
| ○ 利用料金・車種別利用土量・改良土の品質基準 | 3 |
| ○ 利用手続きフロー | 4 |
| ○ 申請手続きについて | 5 |
| ○ 利用券について | 6 |
| ○ 完了・払戻・不足分の請求について | 6 |
| ○ 利用方法について | 6～8 |
| ○ 搬出入車両の利用順序 | 9 |
| ○ 再利用センター周辺案内図 | 10～11 |
| ○ 有害物質に関する土質検定試験提出基準..... | 12～15 |

東京都建設発生土再利用センター利用要領

平成 7 年 4 月 1 日 制 定
(第 32 回) 令和 8 年 4 月 1 日 一部改定
公益財団法人 東京都都市づくり公社
ストックヤード運営事業者
登録番号：第 13000057-130001 号
<https://www.toshizukuri.or.jp/>

1 利用場所・利用に関する問合せ（改良土・建設発生土の搬出入、利用申請・利用券の交付等）

東京都建設発生土再利用センター（以下「再利用センター」という。）

〒135-0066 江東区海の森三丁目 4 番 5 0 号

TEL 03(3520)0982 FAX 03(3520)0827

<https://www.toshizukuri.or.jp/information/tokyo-sairiyo.html>

2 利用日時等

(1) 改良土・建設発生土の搬出入

| 利用時間帯 | 昼 間 8:30～17:00 | 夜 間 22:00～5:00 |
|-------|---|-------------------|
| 利用日 | 月曜日～土曜日 | |
| 休業日 | 8月10日、8月12日～15日、12月28日～1月4日、 日曜日、祝日(振替日を含む。)、その他定める日 | |

工事現場^{※1}から搬出^{※2}後に積み替えを行った車両での持込は禁止します。

※1 工事現場とは、当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所をいう。

※2 搬出とは、当該建設工事において土砂を管理しない状況となることを言う。例えば、当該建設工事において埋め戻すために、当該工事分の土砂を区分して仮置きする場合は搬出には含まない。

他現場からの搬出土を混合した土の搬入は禁止します。

(2) 利用申請・利用券交付等の受付

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:30 (時間を要する場合があります。余裕を持ってお越しください。) |
| 休業日 | 8月10日、8月12日～14日、12月28日～1月4日、 土曜日、日曜日、祝日(振替日を含む。)、その他定める日 |

【お知らせ】 重要 発注機関の担当者及び利用される皆様へお願い

近年の異常気象に伴い、台風が巨大化し、激しい風雨が発生しています。このような気象の中でも、再利用センターは休まず運営し続けてまいりました。しかし、再利用センター営業の安全確保や施設機能が維持できない場合に限り台風接近の気象状況により施設を閉鎖し、利用受入を中止させていただきます。このような気象状況になった場合でのご利用は、施設を予告なく閉鎖する事もあるため、事前に電話で確認するようお願いいたします。

3 利用対象工事及び受入基準

(1) 利用対象工事 都関連公共系工事

(第二種改良土の持ち出しについては、建設発生土を持ち込む工事を原則とします。)

(2) 受入基準

① 土壌汚染対策法の指定区域※1、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域※2に該当する工事からの建設発生土は受入できません。

※1 土壌汚染対策法の指定地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、環境省のホームページで確認ができます。

② 「土壌汚染対策法施行規則」別表第3及び同別表第4、及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」に示す有害物質が含まれていない建設発生土

③ 廃棄物等(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、木くず、木根、金属くず、廃塩化ビニル、瓦、廃プラスチック等)が混入の場合は、受入れできません。

④ 受入土質及び土質区分

| 土 質 区 分 | 受 入 土 質 |
|----------|-----------------------------|
| 第一種建設発生土 | 砂質土 |
| 第二種建設発生土 | 砂質土・改良土 |
| 第三種建設発生土 | 砂質土・粘性土・改良土 (含水比で40%程度以下) |
| 第四種建設発生土 | ただし砂質土・シルトに限る (含水比で80%程度以下) |

注1 セメント系、珪酸塩系等の地盤改良材が含まれているものは受入れできません。

⑤ 高含水比ではなく、悪臭のしない建設発生土

含水比の判断は、第四種建設発生土以上を対象とします。粘性土であっても、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合、地山状態でコーン指数を測定し、200kN/m²以上であることを確認するものとします。

⑥ 化学的改良として、不溶化材を用いて不溶化処理された土壌については受入れできません。

4 利用料金表

| 種 別 | 金 額 | 消費税額 | 利用料金 (税込) | 備 考 |
|------------------|------------------------|--------|------------------------|-------------------|
| 発生土持込 [昼 間] | 8,900円/m ³ | 890円 | 9,790円/m ³ | |
| [夜 間] | 11,000円/m ³ | 1,100円 | 12,100円/m ³ | |
| 改良土持出 [昼間・夜間] | 1,500円/m ³ | 150円 | 1,650円/m ³ | 積込みを含む |
| 普通土持出 [昼 間] | 無 料 | | | 積込みを含む 夜間は持出なし |

※振込手数料は利用者のご負担となります。

※改良土品質基準

改良土の品質は、東京都道路占用工事要綱で定める第2種改良土の基準を満たしています。

(令和6年4月より公社HPに品質証明書を掲載しています。)

① 最大粒径：13mm以下 ② CBR：3%以上、20%以下

※令和6年4月から土質区分管理を実施しています。

区分管理により土質（第1～3種建設発生土）に応じた普通土持出が可能となります。

(在庫の状況により、お応えできない場合があります。)

5 車種別利用土量の算定

ダンプ1台ごとの積載土量は、以下のとおりとします。

| 種 別 | 大 型 | 中 型 | 小 型 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 発生土持込 (地山換算) | 5.2 m ³ | 4.2 m ³ | 2.2 m ³ |
| 改良土持出 (ほぐし) | 6.3 m ³ | 5.1 m ³ | 2.6 m ³ |
| 普通土持出 (ほぐし) | 5.7 m ³ | 4.6 m ³ | 2.4 m ³ |

※単位体積重量を発生土 1.8 t/m³、改良土 1.5 t/m³、普通土 1.65 t/m³として計算します。

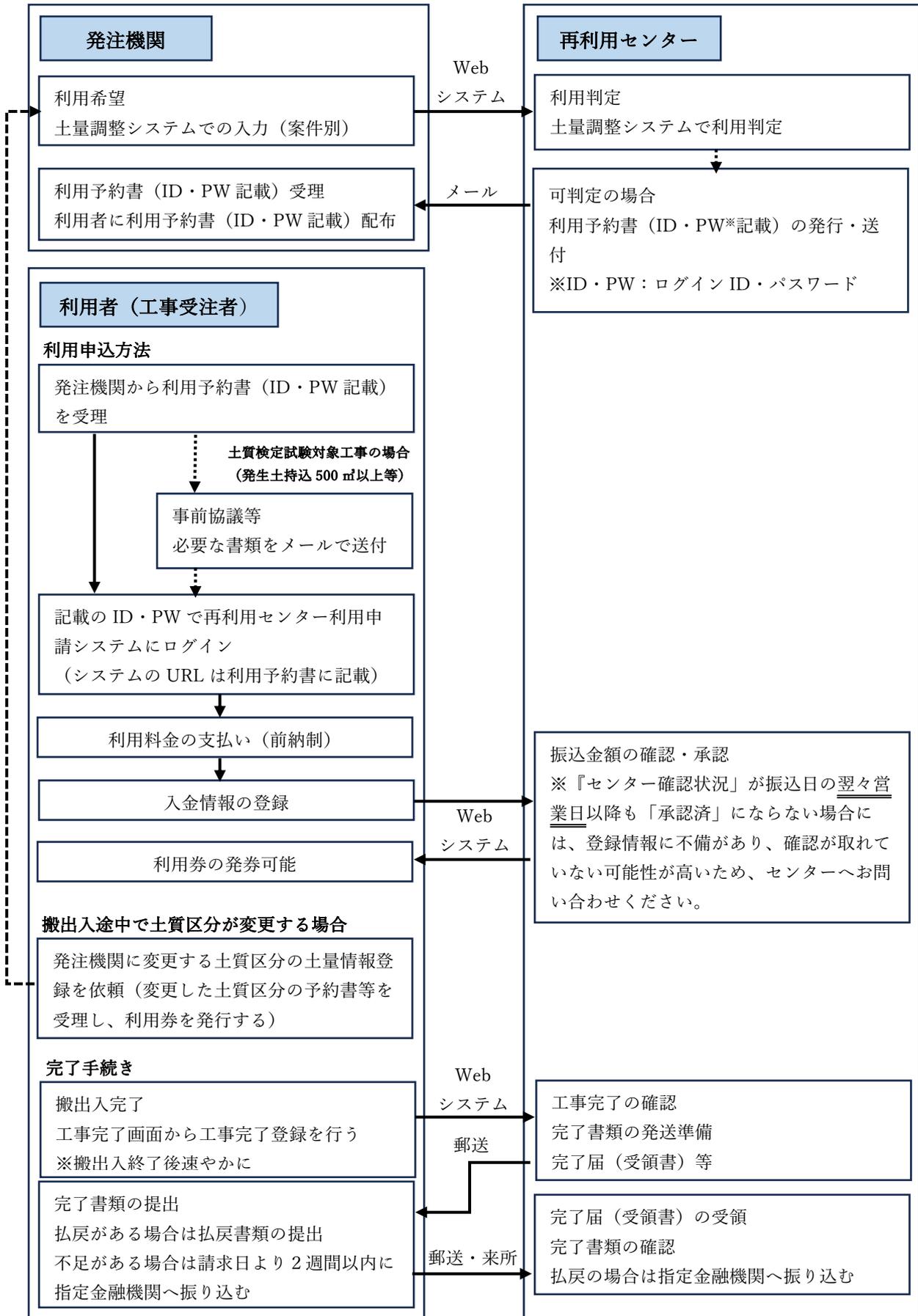
※車種について

小型は最大積載量が 4.0 t 以下

中型は最大積載量が 8.0 t 以下

トレーラーを使用する場合は、ご相談ください。

再利用センター利用手続きフロー



6 利用申請手続きについて

■申請工事とは別の現場の建設発生土が持ち込まれたり、建設発生土や改良土を別の現場へ持ち出すことはできません。法令により罰せられる可能性があります。

■土質区分が途中で変更になる場合に手続きをせず、積荷と異なる土質区分の利用券を使うことはできません。変更手続きをしてください。(参照：P6～)

積荷と異なる土質区分の利用券を使ってしまった場合は、損失補償を求めることがあります。

例. 1種のヤードに4種の土質区分を降ろした場合のヤード分別、移動作業の費用等。

(1) 単年度精算

すべての工事案件において、単年度ごとに精算していただいております。発行済みの「再利用センター利用予約書」[様式1] (以下、「予約書」という。)、 「再利用センター利用券」 (以下、「利用券」という。) を翌年度4月以降に使用することはできませんのでご注意ください。

(2) 予約方法

発注機関は、「再利用センター土量調整システム」で工事情報の登録をしてください。判定が可となると、予約書を発行し、発注機関の各窓口でメールで送付致します。

※土質区分が複数ある工事は、土質区分ごとに土量情報を登録してください。

土質区分ごとに予約書が発行されます。

(3) 利用券発行手続き方法

利用者は、発注機関の工事担当者から(2)で発行された予約書をお受け取りください。予約書に記載された「再利用センター利用申請システム」のURLにアクセスし、ログインIDとパスワードを入力し、ログイン後、工事情報を登録してください。利用料金をお支払いの上、「入金情報登録」をしてください。入金情報の「センター確認状況」が承認済となると、QRコード表示画面から「利用券」が発行できます。

※システムでの利用券発行手順等は予約書に添付している手続き方法を確認してください。

※有害物質試験に該当する案件は予約書受け取り後、速やかに事前協議等を行ってください。(参照：P12～)

■利用料金のお支払いについて

利用料金のお支払いは、前納制です。利用券発行手続きまでにお振込み願います。

前納した利用料金は完了時に精算いたします。

| | | |
|-------|-------------------|---------|
| 振込口座名 | 公益財団法人 東京都都市づくり公社 | 発生土口 |
| 振込銀行 | みずほ銀行 | 八王子支店 |
| 口座番号 | 普通 | 2958085 |

ハッセイドグチ

7 利用券について

- ・発生土持込、改良土持出、普通土持出でそれぞれの利用券が必要になります。
「利用券」は繰り返し利用することができます。
- ・有効期限は当該年度末（3月31日）、期限が過ぎたら利用はできません。
- ・利用種別
発生土持込【黒】・・・『有害物質に関する土質検定試験』の結果を提出した工事
〃 【橙】・・・上記以外の工事
改良土持出【白】
普通土持出【緑】
- ・第三者へ有償無償にかかわらず譲渡はできません。
- ・実際の施工の結果、土量が減少した場合は必ず払戻を行ってください。

■利用変更

- ・土量を追加するまたは**土質区分が途中で変更になる場合**
発注機関は、「再利用センター土量調整システム」で土量情報を追加してください。
判定が可となると、発行通知書と申請書を発行します。
利用券発行手続きを行ってください。（P5（3））

8 利用完了手続き

(1) 完了方法

利用者は、利用完了後速やかに「再利用センター利用申請システム」の工事完了登録画面で完了登録をしてください。完了登録後、当該工事の「利用券」は利用できなくなります。センターは完了登録確認後、再利用センター利用完了届（受領書）を作成し、郵送します。利用者は送付された書類の内容を確認し、再利用センターに提出（郵送もしくは来所）してください。

(2) 払戻申請

振込金の合計額が、利用完了時の利用金額より過払いの場合は、(1) 郵送した書類の利用料金払戻申請書と支払金銀行振込依頼書を提出してください。

払戻金は、支払金銀行振込依頼書の指定口座へ振込ます。

※払戻申請についての注意

利用年度の翌年度末（3月31日）までに払戻申請が行われなかった場合は、払戻金の受領を放棄したものとみなし、その後の払戻申請に応じることができなくなります。

(3) 不足分請求

利用完了時の利用料金が、案件ごとの振込金の合計額を超えている場合は、不足分を請求します。再利用センターから請求書を送付しますので、速やかにお支払いください。

9 利用方法について

(1) 利用車両

- ・台貫で計量できる車両。幅 3.0m、長さ 8.0m
- ・自重計の取付け、荷台枠の大きさ等、国土交通省令で定めた事項を遵守してください。

- ・過積載にならないように政令で定められる事項を遵守してください。

(2) 土質区分の管理について

当センターでは、土質区分の管理を行っています。各入口ゲートのヤード指示表に従って搬出入を行ってください。

(3) 再利用センター内の利用について

- ・受入土質の確認

荷台をシート等で覆っている車両は、必ず入口ゲート前の駐車場で外してください。係員の検分の結果、受入基準を満たさない建設発生土は、そのまま持ち帰ることになります。また、建設発生土を再利用センターに搬入する際は、あらかじめ工事現場内から発生した土質（他の土質は搬入できない。）であることを確認してください。

1) 入口ゲート

土砂止め(サイドゲート)が閉じていることを確認して台貫へ乗り、サイドブレーキを引いて確実に停止します。QRコード認証装置の認証開始ボタンを押して、利用券をQRコード認証装置にかざしてください。

※利用券は繰り返し利用できます。

QRコード認証確認後、QRコード認証装置の上部にあるヤード指示表（利用種別ごと、土質区分ごと）を確認し、指定ヤードに搬出入してください。

■入口QRコード認証手順

- ①発生土持込のみ利用・・・発生土持込の利用券をかざしてください。
- ②改良土持出のみ利用・・・改良土持出の利用券をかざしてください。
- ③普通土持出のみ利用・・・普通土持出の利用券をかざしてください。
- ④持込持出セット（同時）利用の場合
① + ②か③の各利用券を手順に沿ってかざしてください。

2) 出口ゲート

車両は洗車場を通り、台貫で一旦停止してください。台貫上の重量表示を確認してください。重量に問題がなければ、QRコード認証装置の認証開始ボタンを押して、利用券をQRコード認証装置にかざしてください。

※過積載等の場合は、利用券をかざす前にインターフォン等で出口監視員にお知らせください。

QRコード認証確認後、退場してください。

- ・自重計の取付け、荷台枠の大きさ等、国土交通省令で定めた事項を遵守してください。
- ・過積載にならないように政令で定められる事項を遵守してください。

■出口 QRコード認証手順

①発生土持込のみ利用・・・発生土持込の利用券をかざしてください。

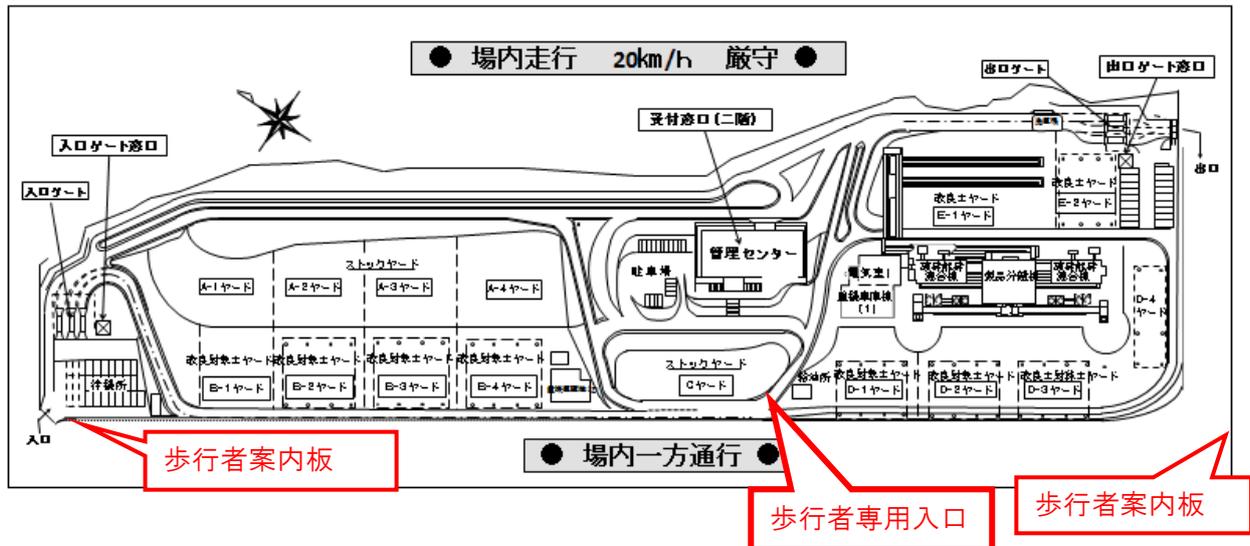
②改良土持出のみ利用・・・改良土持出の利用券をかざしてください。

③普通土持出のみ利用・・・普通土持出の利用券をかざしてください。

④持込持出セット（同時）利用の場合

- ① +②か③の各利用券のQRコードを手順に沿ってかざしてください。

建設発生土再利用センター案内図



搬出入車両（ダンプトラック）の利用順序

[入口ゲート]

↓

台貫上で停止

↓

QRコード認証装置の認証開始ボタンを押して利用券をかざす

↓

認証装置の上部に記載されているヤード指示表の指定ヤードに向かう
※利用券の利用種別、土質区分を確認してください。

[各ヤード]

↓

持込土降ろし・改良土・普通土積込

[出口ゲート]

↓

台貫上で停止

↓

ゲート上に表示されている重量を確認

※過積載も確認してください。

↓

QRコード認証装置の認証開始ボタンを押して利用券をかざす
退場してください。

再利用センター案内図



車の場合

再利用センターの前面道路(中防内5号線)は、東京都港湾局の南北線トンネルが完成しましたので、下図矢印(→)のように走行し、入口から入場してください。入場後は、係員の指示に従い、場内規定速度(20km)を遵守してください。

電車の場合

東京テレポート駅(りんかい線)かテレコムセンター(ゆりかもめ線)から、都バスもしくはタクシーでご来場ください。

海底トンネルは、徒歩での通行ができません。

都バスは【波(なみ)01】が利用できます。(東京テレポートから、テレコムセンター経由) **環境局中防合同庁舎前**または**中央防波堤**で降車徒歩15分です。**歩行者専用出入口**から入場してください。

※タクシーを利用する場合は、**建設発生土再利用センター**と教えてください。



※交差点名の標識はありません。

路線バス利用者

[入口・出口付近] にある「歩行者専用出入口案内看板」に従い入場してください]



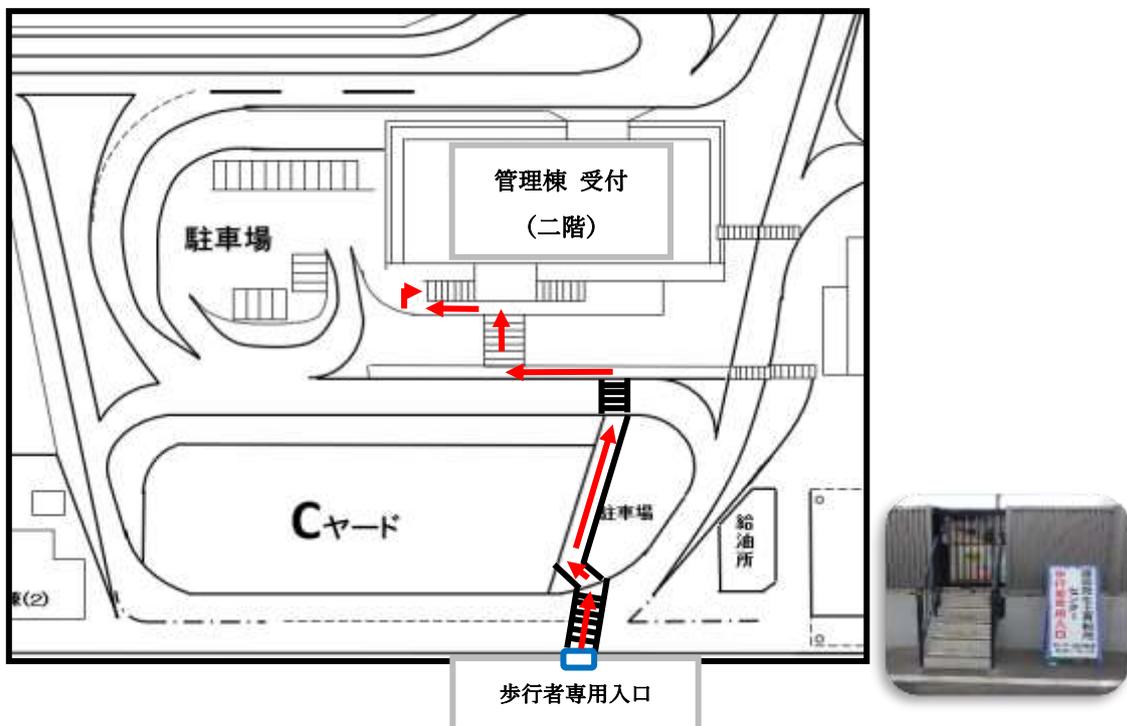
[管理棟]



[受付窓口]

歩行者専用出入口と専用通路を通り、外階段を昇り2階玄関より入る

タクシー利用者は、管理棟前で降りて外階段を登り2階玄関よりお願いします。



※場内は常時ダンプトラックが走行しております。十分注意願います。

有害物質に関する土質検定試験提出基準

注 土壤汚染対策法の指定区域、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域に該当する工事からの建設発生土は受入れできません。(2 ページ受入基準参照)

1 事前協議（施工図面等）について

利用者は、有害物質土質検定試験を実施する前に事前協議を行ってください。

以下を再利用センターにメールしてください。

メールアドレス（受信専用）：r-center01@toshizukuri.or.jp

- ・ 予約書
- ・ 試料採取予定の箇所がわかる案内図や施工図面
（水道管等の施工距離及び施設建設等の敷地面積が判る図面）
- ・ 特記仕様書（再利用センターに係る発生土持込記載部分）

再利用センターで上記の書類を確認し、利用者に連絡します。

必要であれば、ご来所頂く日時を調整します。

2 対象となる工事について

「有害物質土質検定試験」とは、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）別表第 3 及び同別表第 4 による試験のことで。

「ダイオキシン類試験」とは、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）による試験のことで。

※ _____線部分は、平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号改正で加筆。

① 「有害物質土質検定試験」対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

- ア 1 件工事で、500 m³以上の建設発生土を搬入する工事
- イ 河川敷（跡地）での工事
- ウ トンネル、シールド工事
- エ その他再利用センターが必要と認めた工事

② 「有害物質土質検定試験」・「ダイオキシン類試験」対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

- ア ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設※1 の敷地及び跡地での工事
- イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）別表第 1 に掲げる工場及び同別表第 2 に掲げる指定作業場※2 の敷地及び跡地での工事
- ウ 河川・港湾・湖沼から発生する水底土砂を搬入する工事
- エ その他再利用センターが必要と認めた工事

③ 内容

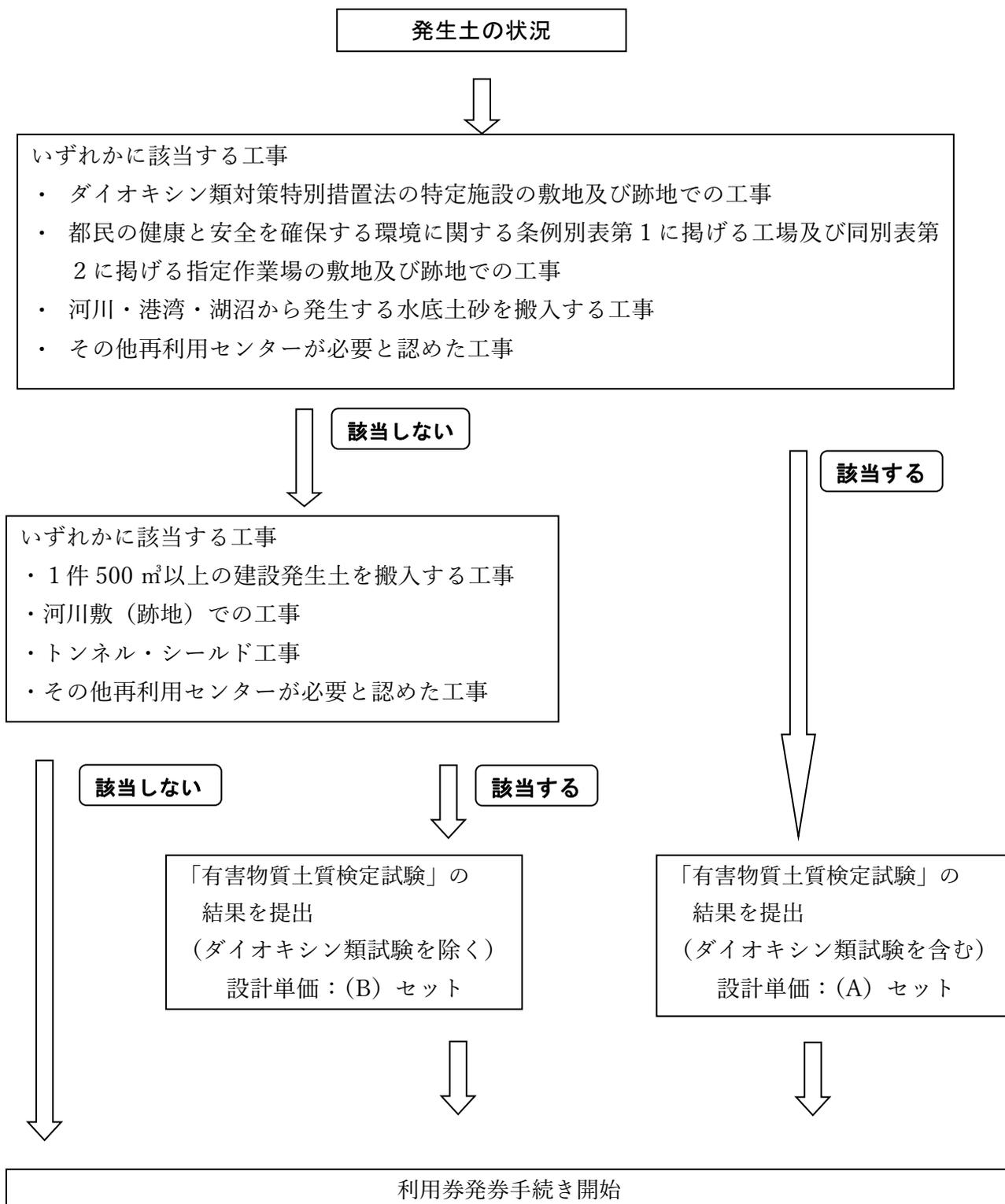
「4 有害物質土質検定試験の項目・基準値及び検定方法」及び「5 ダイオキシン類試験の項目・基準値及び検定方法」に基づき、有害物質土質検定試験を実施し、「有害物質土質検定試験」の結果及び「試料採取地位置図」「試料採取状況写真」を提出してください。

④ 試料採取方法

| 項目 | 採取基準など |
|----------|---|
| 試料採取箇所 | <p>[A] ① ア～ウ・②ア～ウについて 面積 2,000 m²ごとに 1 箇所とします。ただし、トンネルや管路等の工事は延長 300mごとに 1 箇所とします。 (例：面積 7,500 m²の場合は、3 箇所) (例：延長 800mの場合は、2 箇所) 面積 2,000 m²または延長 300m未満の場合は最低 1 箇所とします。</p> <p>[B] ① エ ・②エについて 再利用センターが指示する箇所数とします。</p> |
| 採取地点及び方法 | <p>[A] 原則として、地表面(土層上面)より 50cm 前後の 1 地点から採取します。</p> <p>[B] ダイオキシンの採取地点は地表面 (土層上面) より 5 cm 前後の 1 地点から採取します。</p> <p>[C] トンネル工事の地中内の掘削工事の場合は、断面内またはその付近から採取します。</p> |

「有害物質土質検定試験」の結果を確認できない場合は発券できません。ご了承ください。
(原本は、建設発生土を再利用センターへ持込む前までに提出してください。)

「土質検定試験結果」提出フロー



4 有害物質土質検定試験の項目・基準値及び検定方法

有害物質土質検定試験の項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則（令和2年4月2日環境省令第29号）別表第4及び同別表第5によります。（平成31年3月20日付一部改正を公布）

検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号（平成31年3月20日付一部改正を公布）及び平成15年3月6日環境省告示第19号によります。

<別表第4（第31条第1項関係）>

| 試験項目 | 単位 | 基準値 | 試験項目 | 単位 | 基準値 |
|-------------------------------|------|----------|----------------|------|----------|
| カドミウム及びその化合物 | mg/l | 0.003以下 | セレン及びその化合物 | mg/l | 0.01以下 |
| 六価クロム化合物 | mg/l | 0.05以下 | テトラクロロエチレン | mg/l | 0.01以下 |
| クロロエチレン | mg/l | 0.002以下 | チウラム | mg/l | 0.006以下 |
| シマジン | mg/l | 0.003以下 | 1・1・1-トリクロロエタン | mg/l | 1.0以下 |
| シアン化合物 | mg/l | 検出されないこと | 1・1・2-トリクロロエタン | mg/l | 0.006以下 |
| チオベンカルブ | mg/l | 0.02以下 | トリクロロエチレン | mg/l | 0.01以下 |
| 四塩化炭素 | mg/l | 0.002以下 | 鉛及びその化合物 | mg/l | 0.01以下 |
| 1・2-ジクロロエタン | mg/l | 0.004以下 | 砒素及びその化合物 | mg/l | 0.01以下 |
| 1・1-ジクロロエチレン | mg/l | 0.1以下 | ふっ素及びその化合物 | mg/l | 0.8以下 |
| 1・2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和) | mg/l | 0.04以下 | ベンゼン | mg/l | 0.01以下 |
| 1・3-ジクロロプロペン | mg/l | 0.002以下 | ほう素及びその化合物 | mg/l | 1.0以下 |
| ジクロロメタン | mg/l | 0.02以下 | ポリ塩化ビフェニル | mg/l | 検出されないこと |
| 水銀及びその化合物 | mg/l | 0.0005以下 | 有機りん化合物 | mg/l | 検出されないこと |
| アルキル水銀化合物 | mg/l | 検出されないこと | 1-4ジオキサン | mg/l | 0.05以下 |

<別表第5（第31条第2項関係）>

| 試験項目 | 単位 | 基準値 | 試験項目 | 単位 | 基準値 |
|---------------|-------|-------|------------|-------|--------|
| カドミウム及びその化合物 | mg/kg | 45以下 | 鉛及びその化合物 | mg/kg | 150以下 |
| 六価クロム化合物 | mg/kg | 250以下 | 砒素及びその化合物 | mg/kg | 150以下 |
| シアン化合物(遊離シアン) | mg/kg | 50以下 | ふっ素及びその化合物 | mg/kg | 4000以下 |
| 水銀及びその化合物 | mg/kg | 15以下 | ほう素及びその化合物 | mg/kg | 4000以下 |
| セレン及びその化合物 | mg/kg | 150以下 | | | |

5 ダイオキシン類試験の項目・基準値及び検定方法

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成14年7月22日環境省告示第46号）によります。

基準値（土壌） 1,000 pg-TEQ/g以下